

## 群馬県市町村会館管理組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年7月7日

群馬県市町村会館管理組合

監査委員 村山俊明

監査委員 山本龍

1 監査の基準 群馬県市町村会館管理組合監査基準

2 監査の種類 定期監査

3 監査の対象 ・群馬県市町村会館管理組合事務局

・令和4年度における財務に関する事務の執行及び管理状況

4 監査の着眼点 (1) 管理組合の財政状況について

(2) 市町村会館の事務室及び会議室の貸出状況について

(3) 基金の運用管理について

(4) 各業務契約等について

(5) 市町村会館の長期修繕計画について

5 監査の実施内容

(1) 監査の方法

令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、関係者からの説明及び関係書類の調査により監査を行った。

(2) 監査の実施日

令和5年7月6日(木)及び令和5年7月7日(金)

6 監査の結果 監査の結果、事務処理の状況等はおおむね適正に処理されているものと認められ、意見、要望については特になかった。